

## 生活環境に関する補助制度をご活用ください

### 合併処理浄化槽設置費補助金

内容 単独処理浄化槽または汲み取り便槽から、合併処理浄化槽に入れ替える方への補助金  
 対象 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に補助指針に適合する合併処理浄化槽を設置する方  
 補助金額 (上限)

種別	人槽区分	設置費	処分費	配管費
転換 (入れ替え)	5人槽	41万2千円	9万円	15万円
	7人槽	49万4千円		
	10人槽	62万8千円		

その他 ○工事着工前に申請してください。  
 ○設置後は浄化槽法に基づく法定検査を受検してください。  
 ○町税の滞納がある場合は、補助金の交付はできません。

### 合併処理浄化槽維持管理費補助金

浄化槽を正しく使いましょう  
 私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用しています。その水の多くは汚水となり川に流れていきます。汚れた水を川に流してしまうと川は汚れ、自然を破壊してしまいます。  
 大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする役目を担うのが浄化槽です。  
 浄化槽の機能を十分に発揮させるため、保守点検と清掃を行い、法定検査を受けましょう。  
 内容 合併処理浄化槽を適正に維持管理している方への補助金  
 対象 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、一般家庭住宅に設置された合併処理浄化槽(10人槽以下)を適正に維持管理している方  
 対象経費 保守点検費用と法定検査手数料を合計した金額(町に申請する日の前日から過去1年間のもの)  
 補助金額 対象経費の2分の1の額で、上限1万円(千円未満切り捨て)  
 その他 ○毎年申請が可能です。  
 ○町税の滞納がある場合は、補助金の交付はできません。  
 ※いずれの補助金も予算に限りがありますので、お早めに相談してください。

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線157

## 河川の異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品などが流出することで、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に多大な影響を及ぼします。  
 年末の大掃除などの際に、不要な塗料や油、農薬などの取り扱いには十分にご注意いただき、決して河川や水路、側溝に流さないようお願いします。  
 事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。  
 もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに東松山環境管理事務所又は越生町役場までご連絡ください。

まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線157

## 車検時に軽自動車税納税証明書の提示が原則不要になります

令和5年1月4日から、納税の確認を軽自動車検査協会で行えるようになるため、軽自動車の継続検査を受ける際、軽自動車税納税証明書の提示が原則不要となります(軽JNKS-ジェンクス-)。  
 ※金融機関の窓口等で実際に納付いただいた日から、その納付情報が軽JNKSに登録されるまで数日かかりますのでご了承ください。特に、5月、6月に車検を予定している方につきましてはご注意ください。  
 詳しい内容については ☎  
 https://www.lta.go.jp/jidousya/ ▲地方税共同機構



税務課 課税担当 ☎内線135



## わな猟免許取得費補助金について

町内の有害鳥獣による被害を防ぐため、狩猟免許(わな)の取得に要する経費を補助します。

対象 次の要件をすべて満たす方  
 ①町内に住所を有し、新たに狩猟免許(わな)を取得した方  
 ②越生猟友会越生支部に所属し、所属後3年以上町からの要請で有害鳥獣捕獲活動に従事することを誓約する方  
 内容 狩猟免許(わな)の取得に要する経費(試験手数料など)を上限8千円まで補助  
 ※試験の申し込みには予備申請が必要です。後期試験の予備申請期間は11月4日(金)から11月11日(金)までです。詳細は埼玉県ホームページをご確認ください。

産産観光課 農林担当 ☎内線144

## 援農ボランティアを募集しています

人手不足に悩む農家と農作業のお手伝いをしただけのボランティアを結ぶ事業です。

ボランティアの募集  
 対象者 人手不足に悩む農家をサポートしたい方、農業への理解を深めたい方など。  
 作業日時 受入農家とボランティアの希望により決定します。  
 交通手段 受入農家との相談となります。

### 受入農家の募集

対象者 越生町で農業をしていて、人手不足に悩む農家や町民の方などと交流を図りたいと考えている農家の方。  
 ※注意事項などの詳細につきましては、☎へお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

産産観光課 農林担当 ☎内線144

## 農林業の各種補助金について

### 農業用ビニールハウス設置

対象 町内に住所を有する農家、営農集団  
 内容 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費に対して、面積が45㎡以上70㎡未満の場合は材料費の2分の1以内、70㎡以上の場合は材料費の3分の2以内とし、最大25万円

### イノシシ・シカ被害防止施設設置

対象 イノシシ・シカ被害が著しい農家  
 内容 電気柵・ワイヤーメッシュ柵・シカ用ネット 柵の設置費用の2分の1以内で、最大3万円

### 一般造林事業(間伐・下刈・枝打)

対象 山林の所有者  
 内容 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内

※補助基準などは☎へお問い合わせください。

### 果樹の苗木購入

対象 町内に住所を有する農家  
 内容 苗木の購入に要した費用の2分の1以内(べに梅は3分の2以内)で、最大2万円

### アライグマの捕獲器購入

対象 狩猟免許(わな猟)有資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証の所有者  
 内容 捕獲器1台につき3,000円(購入費用が3,000円未満の場合は当該購入費)

産産観光課 農林担当 ☎内線143・144